

令和8年3月17日

高島屋健康保険組合  
理事長 阿部 宗彦



### 一般保険料率変更の公告

当組合の一般保険料率を変更し、令和8年3月1日（令和8年3月分保険料。ただし、法第3条第4項の規定による被保険者については令和8年4月分保険料）から実施するので公告します。

#### 記

高島屋健康保険組合一般保険料率及び調整保険料率

(1) 一般保険料率

①一般保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	54.255/1,000	54.255/1,000
	被保険者	40.445/1,000	40.455/1,000
	計	94.700/1,000	94.710/1,000
実施（予定）年月日			令和8年3月1日

(内訳)

基本保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	22.521/1,000	23.090/1,000
	被保険者	16.788/1,000	17.212/1,000
	計	39.309/1,000	40.302/1,000
特定保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	31.734/1,000	31.165/1,000
	被保険者	23.657/1,000	23.243/1,000
	計	55.391/1,000	54.408/1,000

(2) 調整保険料率

②調整保険料率		変更前	変更後
負担割合	事業主	0.745/1,000	0.745/1,000
	被保険者	0.555/1,000	0.545/1,000
	計	1.300/1,000	1.290/1,000
実施(予定)年月日			令和8年3月1日

(3) 一般保険料率と調整保険料率を合算した率

① + ②		変更前	変更後
負担割合	事業主	55.000/1,000	55.000/1,000
	被保険者	41.000/1,000	41.000/1,000
	計	96.000/1,000	96.000/1,000
実施(予定)年月日			令和8年3月1日

以上